

学校給食地産地消システムに係る要件定義業務委託 企画提案公募実施要領

県では、「学校給食地産地消システムに係る要件定義業務」を委託により実施するにあたり、契約候補者を選定するための企画提案公募を下記のとおり実施します。

1 事業の概要

- (1) 業務名 学校給食地産地消システムに係る要件定義業務
- (2) 目的

本県では、学校給食における持続的な地場産・県産農林水産物の活用を実現するため、地場産・県産農産物を優先利用するためのオンライン一括発注や、学校給食用農産物の需要と供給のデータを集約して作付計画や献立を提案する機能を持つシステム（以下「学校給食地産地消推進システム」という。）の開発を行うこととしている。

本業務は、学校給食地産地消推進システムの開発にあたり、これに向けた要件定義を実施するとともに、令和9年度から令和11年度にかけて実施を予定している「学校給食地産地消推進システム開発に係る設計・開発業務（仮称）」に関する調達仕様書の原案とその他の関係資料の作成を行うものである。

- (3) 業務内容
別途提示する「業務委託仕様書（案）」のとおり
- (4) 契約期間
契約の日から令和9年3月31日（水）まで

2 予算規模

34,066,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案公募参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、当該委託業務を円滑に遂行できること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努める者であること

4 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 3の参加資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

5 企画提案公募スケジュール

令和8年6月24日(水)	企画提案公募開始
6月30日(火)	参加業者説明会参加申込締切
7月1日(水)	参加業者説明会、質疑受付締切
3日(金)	質疑に対する回答
10日(金)	公募参加申込締切
24日(金)	企画提案書類提出締切
28日(火)	書面審査の可否通知
8月3日(月)	最終審査(プレゼンテーション)
4日(火)以降	契約候補者の決定通知、委託契約締結

6 企画提案公募実施手続き

(1) 参加業者説明会

- ①日 時 令和8年7月1日(水) 14時～
- ②場 所 千代合同庁舎 8階 801A会議室(福岡市博多区千代1丁目20-31)
- ③申込方法 簡易申請システム(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/bQrvFjJt>)にて申込
- ④申込期限 令和8年6月30日(火) 12時まで

(2) 質疑の受付、回答

- ①提出方法 「質問書」(様式1号)を用いて、電子メール(「11 問合せ先」参照)により提出すること。
- ②メール件名 「<質問書>学校給食地産地消システムに係る要件定義業務」
- ③提出期限 令和8年7月1日(水) 17時まで(必着)
- ④回答方法 令和8年7月3日(金)を目途に、参加業者説明会での質問内容と併せて県ホームページで公開する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。
- ⑤その他 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 公募参加申込

参加を希望する者は、下記により参加申込を行うこと。期限までの申込がない者の参加は認められない。

- ①申込方法 簡易申請システム(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/ZTEsJuRw>)にて申込
- ②申込期限 令和8年7月10日(金) 17時まで

(4) 企画提案書の提出

- ①企画提案書の様式及び提出部数
 - ア 企画提案書表紙(様式2号) 1部
 - イ 企画提案書(任意様式、A4判、片面印刷) 8部
・企画提案書は「別紙1 企画提案書の構成」を参考に作成すること。
 - ウ 会社概要(様式3号もしくは任意様式) 1部
- ②提出期限 令和8年7月24日(金) 17時15分必着
- ③提出方法 持参又は郵送(電子メールおよびFAX不可)
※持参の場合の受付時間は、閉庁日を除いた平日の8時30分から17時15分までとする。
- ④提出先 福岡県農林水産部食の安全・地産地消課地産地消推進係
(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁5階)

(5) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、公募実施要項に定める手続きを遵守しない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(6) その他

- ・提出された企画書等は委託先の選定のみ使用する。
なお、企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示する。
- ・企画書の作成に要した費用、その他応募に要した経費は参加者の負担とする。
- ・提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。
- ・企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- ・選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に帰属するものとする。
- ・選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ・企画提案公募によって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。

7 事業者の選定

(1) 審査機関

本件業務における契約候補者の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。

(2) 選定方法

一次審査（書面審査）を通過した企画提案書について、最終審査（プレゼンテーション審査）を行い、選定委員会において総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を契約候補者とする。

なお、一次審査において企画内容に著しい差が見られた場合や、提案者が1者のみであった場合は、一次審査をもって最終審査とする場合がある。

① 一次審査（書面審査）

ア 実施日 令和8年7月27日（月）予定

イ 実施方法 事業者から提出された企画提案書をもとに書面審査を行う。

ウ 選定結果通知 令和8年7月28日（火）予定

② 最終審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日 令和8年8月3日（月）予定

イ 場所 福岡県庁 地下1階 行政4号会議室

ウ 実施方法 一次審査にて提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション審査を行う。

エ 選定結果通知 令和8年8月上旬予定

(3) 審査項目

「別紙2 審査基準」のとおり。

※審査については非公開とする。

(4) 選定結果の通知

- ①審査結果は、すべての企画提案者に文書で通知する。

②審査の経緯や順位、得点等は公表しないこととする。

③審査結果に対する質問や異議申立には応じない。

(5) 提案者がいない場合の取扱い

企画提案書提出期限内に提案者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。また、中止の通知、再公募等については、県HPにて通知する。

8 契約について

県は、7により契約候補者として選定された事業者と別途契約締結に向けた協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとする。

協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

(1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と受注者で打合せを行うものとする。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受注者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還するものとする。

また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結された場合や、過去2年間の間に県若しくは他の地方公共団体と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等など、契約保証金が減免される場合がある。

(3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外とする。

(4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとする。また、契約締結後に受注者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

9 著作権について

(1) 本業務により制作された成果物の著作権及び著作権は、県に帰属する。

(2) 受注者が保有する既存著作物について、県が成果物を利用するために必要な全ての権利を承諾するものとする。

10 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実績報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、金銭出納簿など支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管すること。

11 問合せ先

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課

担当者名 松本、大平

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

TEL : 092-643-3575 FAX : 092-643-3573

E-mail : matsumoto-c3558@pref.fukuoka.lg.jp